



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目 次

条例	4
大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（選挙管理委員会）	4
職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	4
大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（企画整備課）	7
大和高田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例（商工振興課）	8
規則	8
大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（スポーツ振興課）	8
職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（人事課）	9
告示	14
大和高田市9月定例議会の招集（財政課）	14
指定地域密着型サービス事業者の指定（介護保険課）	14
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	14
都市計画図書の縦覧（都市計画課）	15
都市計画図書の縦覧（都市計画課）	16
住民票の消除（市民課）	16
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	16
指定介護予防支援事業者の指定（介護保険課）	17
指定居宅介護支援事業者の指定（介護保険課）	17
住民票の消除（市民課）	18
公示送達（保険医療課）	18
公告	19
入札の再公告（契約監理課）	19
医事システム及びレセプトコンピュータ関連機器一式リースに関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	21
公売公告（収納対策課）	24
令和7年11月納品分学校給食用物資（青果物）納入に関する条件付き一般競争入札（教育総務課）	26
都市計画案の縦覧（都市計画課）	28
外来カミキリムシ防除対策業務に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	29
住民基本台帳ネットワークシステム関連機器一式リースに関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	31

入札の再公告（契約監理課）	33
最高価申込者の決定等（収納対策課）	36
教育委員会	37
大和高田市教育委員会9月定例委員会の招集（教育委員会）	37
選挙管理委員会	38
大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1等（選挙管理委員会） ...	38
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	38
農業委員会	38
大和高田市農業委員会10月定例委員会の招集（農業委員会）	38

公布された条例のあらまし

◇大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条

例及び大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（選挙管理委員会）

1 理由

公職選挙法施行令の一部改正により国政選挙の公費負担の限度額が物価の変動等を考慮し、引き上げられたことに鑑み、大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における公費負担の限度額の引き上げを行うものです。

2 内容

第1条 大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正

選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げます。（第4条関係）

- ・ 選挙運動用ポスターの1枚当たりの印刷単価

541円31銭→586円88銭

第2条 大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラ作成の公営に関する条例の一部改正

選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げます。（第4条及び第5条関係）

- ・ 選挙運動用ビラの1枚当たりの印刷単価

7円73銭→8円38銭

3 施行期日

公布の日

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

令和6年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされ、育児時間の取得パターンの多様化及び仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、対応する民間労働法制の施行（令

和7年10月1日）から遅れることなく実施することとされているところです。このような情勢の変化等を踏まえた法令の改正に合わせた所要の改正を行うものです。

2 内容

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

1 仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等に関する規定を新たに定めます。（新第17条の2関係）

2 その他所要の改正

第2条 大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

1 1年につき人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間を超えない範囲内で育児部分休業する場合について必要な事項を定めます。（第20条の2及び第20条の4関係）

2 その他所要の改正

3 施行期日

令和7年10月1日

◇大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（企画整備課）

1 理由

ごみ処理広域化（山辺・県北西部広域環境衛生組合）による共同処理開始に伴い、「一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物」が処理できなくなったため、関連する規定を削るとともに、広域処理による経費削減を持込み生活系廃棄物の手数料に還元し、事業系廃棄物については、構成市町村の処理経費に見合う額に増額するため、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

1 目次から「第6章 産業廃棄物」の章を削ります。（目次関係）

2 市が一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物についての規定を削ります。（第33条から第35条まで関係）

3 生活系廃棄物の処理施設に自ら搬入するものについて、「5キログラムにつき68円」を、「搬入量100キログラム以下の部分は5キログラムにつき50円、搬入量100キログラムを超える部分は5キログラムにつき80円」に改めます。（別表関係）

4 事業系一般廃棄物の処分について、「5キログラムにつき68円」を「5キログラムにつき80円」に改めます。（別表関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

◇大和高田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例（商工振興課）

1 理由

昭和51年7月1日から供用している大和高田市勤労青少年ホームについて、平成27年10月の法改正（勤労青少年の福祉の増進を図る目的から、青少年の雇用の促進等を図る目的に改正）により勤労青少年ホームの設置努力義務がなくなったことに加え、時代の移り変わりとともに、設置当初と比較して勤労青少年を取巻く環境が大きく変化し、当該施設の利用者数が減少していること、また、竣工から49年が経過し、施設及び設備の老朽化が顕著であり、今後の施設の安全性の担保と適正管理が困難であることから、勤労青少年ホームを廃止するものです。

2 内容

大和高田市勤労青少年ホーム条例（昭和51年条例第25号）を廃止します。

3 施行期日

令和8年1月1日

条 例

条例第27号

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

（大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第1条 大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

（大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第2条 大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成30年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

条例第28号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正

する条例をここに公布する。

令和7年9月29日

大和高田市長 堀内 大造

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、大和高田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - （3） 大和高田市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- （1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - （2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - （3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 大和高田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前提任用短時間勤務職員等」という。）を除く。」を「を除く。次条において同じ。」に改める。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間等条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前提任用短時間勤務職員等を除く。以下この

条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認について請求する場合における第2条の規定による改正後の大和高田市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、令和7年10月1日前においても、第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、

休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、令和7年10月1日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

条例第29号

大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第6章 産業廃棄物（第33条—第35条）

第7章 廃棄物減量等推進審議会（第36条—第38条）

第8章 雑則（第39条—第41条）

」を

「

第6章 廃棄物減量等推進審議会（第33条—第35条）

第7章 雑則（第36条—第38条）

」に改める。

第6章を削る。

第7章中第36条を第33条とし、第37条を第34条とし、第38条を第35条とし、同章を第6章とする。

第8章中第39条を第36条とし、第40条を第37条とし、第41条を第38条とし、同章を第7章とする。

別表第1ごみの項を次のように改める。

生活系廃棄物	市が収集、運搬及び処分するもの（資源ごみ、不燃物ごみ及び粗大ごみを除く。）	指定ごみ袋 大（容量45リットル） 1枚につき	45円
		指定ごみ袋 中（容量30リットル） 1枚につき	30円
		指定ごみ袋 小（容量15リットル） 1枚につき	15円
	処理施設に自ら搬入するもの	搬入量100キログラム以下の部分 5キログラム（5キログラム未満は5キログラムとみなす。）につき	50円
		搬入量100キログラムを超える部分	80円

		5キログラム（5キログラム未満は5キログラムとみなす。）につき	
事業系一般廃棄物の処分		5キログラム（5キログラム未満は5キログラムとみなす。）につき	80円
粗大ごみ（生活系廃棄物に限る。）		粗大ごみ処理券 1枚につき 粗大ごみの品目別の手数料は、規則で定める額	300円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行うごみの収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、施行日前に行うごみの収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

条例第30号

大和高田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年9月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

大和高田市勤労青少年ホーム条例（昭和51年条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

規 則

規則第39号

大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則（令和3年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請は、次に掲げる申請者の区分に応じて、当該各号に定める期間に、これを行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（1） 武道館条例別表備考1ただし書の規定の適用を受ける申請者 武道館を使用しようとする日の属する月の前月の初日から当該武道館を使用しようとする日まで

（2） 前号以外の申請者 総合体育館又は武道館を使用しようとする日の6月前から当該総合体育館又は武道館を使用しようとする日まで

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

規則第40号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月29日

大和高田市長 堀内 大造

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第27条」に、「第27条—第31条」を「第28条—第32条」に改める。

第16条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第16条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（労働基準法第67条の規定による育児時間）」を「育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業」に改め、「ある日」の次に「の介護時間」を加え、「、当該」を「、1日につき」に、「時間」を「時間」に改める。

第31条を第32条とし、第27条から第30条までを1条ずつ繰り下げる。

第5章中第26条を第27条とし、第25条の2の次に次の1条を加える。

（条例第17条の2第2項の規則で定める期間）

第26条 条例第17条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、同条第5項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、「よる」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を、「ある日」の次に「の当該休暇の時間」を加え、「当該連続した」を「1日につき」に改める。

（大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の2（見出しを含む。）中「第2条第4号ア（ウ）」を「第2条第5号ア（イ）」に改める。

第13条に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場

合にあつては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、その旨を記載した書面の交付その他適当な方法をもって通知するものとする。

第14条の2の見出し中「第19条第2号イ」を「第19条第2号」に改め、同条中「第19条第2号イ」を「第19条第2号」に改め、「非常勤職員であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。

第15条の見出し中「請求手続」を「請求、第2項申出及び第3項変更の手続」に改め、同条第1項中「部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書（様式第5号）」を「部分休業の承認の請求、育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）は、部分休業簿（様式第5号）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第20条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第15条関係）

（第1面）

部分休業簿

申出対象期間	年度	
所属	氏名	
1 請求に係る子	氏名	続柄等
2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②を記入)
	月 日	
3 変更（第1回目）	変更月日	申出の内容 (①又は②を記入)
	月 日	
3 変更（第2回目）	変更月日	申出の内容 (①又は②を記入)
	月 日	
4 備考		

※申出の内容（変更後の内容も共通）
① 1日につき2時間を超えない範囲内
② 1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内

変更後の内容	変更が必要な事情	特別な事情の有無 (有又は無を記入)	所属長の承認
変更後の内容	変更が必要な事情	特別な事情の有無 (有又は無を記入)	所属長の承認

(注) 1 申出又は変更に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類としては例えば以下が挙げられる。
医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書（写しでも可）
2 第1号部分休業の承認の請求の場合には第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第3面を用いること。

(第2面)									
第1号部分休業の承認の請求の場合									
整理番号	部分休業の承認の請求をする期間			請求月日	請求者の確認	承認の可否	所属長の承認	備考	
	月日	毎日/曜日等	時間						
1	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
2	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
3	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
4	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
5	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
6	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
7	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
8	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
9	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
10	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

告 示

告示第101号

令和7年9月8日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和7年9月1日

大和高田市長 堀内 大造

告示第102号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービスの事業の指定の届出がありましたので、同法第78条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和7年9月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 介護保険事業所番号
2990200152
- 2 事業者の名称
CHOKANKAKU 株式会社
- 3 事業所の名称及び所在地
デイサービスあっぱれ
大和高田市大谷598-1
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護
- 5 指定年月日
令和7年9月1日

告示第103号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和7年9月3日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため
- 2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量
 - (1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田 駅・J R 高田駅	近鉄高田市	近鉄松塚駅	近鉄浮孔駅	近鉄築山駅
-------	---------------------	-------	-------	-------	-------

	周辺		駅周辺		周辺		周辺		周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和7年8月12日	1									
令和7年8月14日	1									
令和7年8月20日	2									
令和7年8月25日	1									
令和7年8月26日									1	
令和7年8月28日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和7年8月 日	なし		

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第104号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和7年9月9日

大和高田市長 堀内 大造

1. 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2. 都市計画を定める土地の区域

大和都市計画（大和高田市）市街化区域内

3. 縦覧場所

大和高田市環境建設部都市計画課

告示第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和7年9月9日

大和高田市長 堀内 大造

1. 都市計画の種類
大和都市計画道路
2. 都市計画を定める土地の区域
大和都市計画（大和高田市）区域内
3. 縦覧場所
大和高田市環境建設部都市計画課

告示第106号

大和高田市に住民登録をしている下記の者について、住民基本台帳法第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したため、同法第8条及び住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により、住民票を令和7年9月8日付けで消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年9月9日

大和高田市長 堀内 大造

記

住民票を消除した者の氏名等 省略（市役所前揭示場揭示済）

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日から6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、提起しなければなりません（なお、この決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

告示第107号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和7年9月19日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

保管の告示から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和7年12月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和7年6月1日から令和7年6月30日までの間

告示第108号

介護保険法第115条の22第1項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定しましたので、同法第115条の30第1項の規定により次のとおり告示します。

令和7年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者の名称

合同会社あぜみち

2 指定する事業所の名称及び所在地

ケアプランセンターあぜみち

奈良県大和高田市片塩町4番8—207

3 指定年月日

令和7年10月1日

4 事業所の種類

指定介護予防支援

告示第109号

介護保険法第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定しましたので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

令和7年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者の名称

合同会社あぜみち

2 指定する事業所の名称及び所在地

ケアプランセンターあぜみち

奈良県大和高田市片塩町4番8—207

3 指定年月日

令和7年10月1日

4 事業所の種類
居宅介護支援

告示第110号

大和高田市に住民登録をしている下記の者について、住民基本台帳法第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したため、同法第8条及び住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により、住民票を令和7年9月29日付けで消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

記

住民票を消除した者の氏名等 省略（市役所前揭示場揭示済）

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日から6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、提起しなければなりません（なお、この決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

告示第111号

令和6年度後期高齢者医療保険料額決定通知書・令和7年度後期高齢者医療保険料納入（変更）通知書を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律83号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保医療グループ（医療担当）で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和7年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この納入通知書の発送年月日
令和7年9月10日
- 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前揭示場揭示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したと

きに、書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第117号

入 札 公 告（再度公告）

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年9月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	公共ライドシェア実証運行業務委託（再度）
2 業務場所	入札説明書（仕様書）のとおり
3 業務期間	契約締結日から令和8年2月27日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）公共ライドシェア実証運行を元請けで履行した実績を有する者であること。 （2）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （4）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。 （5）（2）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 （2）必要書類は、次のとおりとします。（①～⑥） ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5の（1）の要件を満たすことを証するもの（契約書等の写し） ④ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）

	⑤ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑥ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式） ※ ④～⑥については、大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録している場合、提出の必要はありません。 ※ ⑥については、大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録しておらず、かつ本店で参加される場合は使用印鑑届を、支店長又は営業所長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合は委任状兼使用印鑑届を使用してください。 （3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 （4）受付期間 令和7年9月1日（月）から令和7年9月8日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 （6）提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 （1）郵送日 提出期限の翌日より3日以内 （2）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。 （3）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 （1）受付期限 令和7年9月10日（水）午後5時まで （2）送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 （3）回答期限 令和7年9月11日（木）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ回答します。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 （1）期限 令和7年9月17日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 （2）郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課

	(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和7年9月18日（木）午前10時20分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第118号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年9月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	医事システム及びレセプトコンピュータ関連機器一式リース
2 設置場所	入札説明書（仕様書）のとおりに
3 リース期間	令和7年10月15日から令和12年10月14日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て

	満たしているものとします。 （１）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（リース・レンタル）」に登録している者であること。 （２）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。 （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。 （４）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成２１年告示第８０号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （５）（２）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成１５年告示第２５号）第２条第４号又は第５号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （１）様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 （２）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） （３）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 （４）受付期間 令和7年9月1日（月）から令和7年9月10日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （５）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 （６）提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 （１）郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 （２）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。 （３）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。

8 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 （1）受付期限 令和7年9月16日（火）午後5時まで （2）送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 （3）回答期限 令和7年9月18日（木）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ回答します。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 （1）期限 令和7年9月24日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 （2）郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課 （3）郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額を記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 令和7年9月25日（木）午前10時30分 （2）場所 大和高田市役所 3階会議室1 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。

16 その他

- (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。
 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。
 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第119号

令和7年9月5日

大和高田市長 堀内 大造

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。
 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

公売参加申込開始日時	令和7年 10月21日 午後1時00分
公売参加申込終了日時	令和7年 10月21日 午後1時30分
公売参加申込場所	橿原総合庁舎1階101会議室
公売開始日時	令和7年10月21日 午後1時40分
公売締切日時	令和7年10月21日 午後2時00分
公売場所	橿原総合庁舎1階101会議室
公売方法	期日入札
開札日時	令和7年10月21日 午後2時00分
開札場所	橿原総合庁舎1階101会議室
売却決定日時	令和7年11月11日 午前10時00分
売却決定場所	大和高田市収納対策課
買受代金納付期限	令和7年11月11日 午前11時30分
買受代金納付場所	大和高田市役所又は銀行口座
公売保証金額	※詳細は、別紙のとおり
公売保証金納付日時	令和7年10月21日午後1時00分～ 令和7年10月21日午後1時30分
公売保証金納付場所	橿原総合庁舎1階101会議室
公売財産及び見積価額	※詳細は、別紙のとおり
買受人の資格その他要件	本市ホームページ掲載の「大和高田市インターネット公売ガイドライン」のとおり。
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。
＜その他の事項＞	
1 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行等の振り出しに係るもの又は銀行等の支払保証のあるもの）でなければ納付できません。	
2 見積価額に達した入札者等が無い場合、直ちに再度入札を実施することがあります。	
3 一度提出した入札書は、引替え、変更又は取消しをすることができません。	
4 買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後で取り消すべき理由があるときは、公売を取り消します。	
5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。	
6 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。したがって、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は、買受人の負担となります。	
7 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。	

- 8 次順位買受申込者制度の適用があります。また、次順位買受申込者に売却決定をする場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付のときが異なることがあります。
- 9 農地を買い受ける際は、大和高田市農業委員会に申請したうえで、買受適格証明書を交付してもらう必要があります。
- 10 公売物件の所有者が適格請求書（インボイス）発行事業者の場合、希望される買受人の方にはインボイスを発行いたします。また、公売手続期間中において、滞納者から登録申請があった場合あるいは取消し・事業廃止届出書等が提出される場合などが想定され、インボイス発行に対応できないことも考えられます。その点は予めご了承ください。

公売財産一覧

売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
大和高田市一1	◎公売財産の表示 (土地の表示) ・所在 奈良県大和高田市磯野町 ・地番 286番7 ・地目 宅地 ・地積 90.41㎡ (主である建物の表示) ・所在 奈良県大和高田市磯野町286番地7 ・家屋番号 286番7 ・種類 居宅 ・構造 木造瓦葺2階建 ・床面積 1階 64.61㎡ 2階 46.37㎡ 以上登記簿による表示 ◎公売財産の概要 ・近鉄南大阪線『高田市』駅から西へ約1,000mのところ(徒歩約13分) ・当該敷地の西面で市道（接面約9.1m、幅員約4m）と南面で私道（接面約7.28m、幅員約4m）と接している。 ◎利用状況・法的規制等 (行政的条件) ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 第一種中高層住居専用地域 ・建ぺい率(指定) 60% ・容積率(指定) 200% ・高度地区 15m ◎その他公売条件等 ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため暴力団員等に該当しない旨の陳述書が必要となります。 ・境界については、隣接地所有者と協議してくださ	300,000	2,190,000

	い。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は、民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。 ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。		
公告第120号 入 札 公 告 次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。 令和7年9月8日 大和高田市長 堀内 大造			
1 件 名	令和7年11月納品分学校給食用物資（青果物）納入		
2 納入場所	大和高田市内8小学校及び3中学校 給食室		
3 契約期間	令和7年11月1日から令和7年11月30日まで		
4 履行内容	入札説明書（仕様書）のとおり		
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 （1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （3）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。 （4）（1）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。		
6 競争入札参加資格確認の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（学校給食用物資）」よりダウンロードしてください。 （2）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（本市指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式） ③ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ④ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑤ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式） ※⑤については、支店長、営業所長等に入札、契約等に関する権限を委任する場合は委任状兼使用印鑑届を使用してください。		

	※③～⑤は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。 (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和7年9月8日（月）から令和7年9月16日（火）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時 までを除きます。 (6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 2階 教育総務課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 令和7年9月19日（金） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、大和高田市ホームページ「入札公告（学校給食用物資）」に掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期限 令和7年9月29日（月）午後5時まで (2) 質疑の送信先 大和高田市役所 教育総務課 FAX 0745-53-8033 (3) 回答方法及び期日 回答は、令和7年9月30日（火）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者全てに行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和7年10月7日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 教育委員会事務局教育部 教育総務課 保健給食担当 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書の記載	入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、運搬費・消費税等込みの金額で記入してください。

1 1 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 2 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 令和7年10月8日（水）午後2時30分 （2）場所 大和高田市役所 3階会議室1 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
1 4 落札者の決定	有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
1 5 契約保証金	免除します。
1 6 契約方法	入札書へ記載された契約希望金額により、契約を行います。
1 7 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和7年9月16日

大和高田市長 堀内 大造

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

大和都市計画(大和高田市)市街化区域内

3 都市計画の案の縦覧場所

大和高田市環境建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和7年9月16日から令和7年9月30日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜、日曜及び祝日は除く。

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び職業を併記した文書1通を市長宛とし、大和高田市環

境建設部都市計画課に令和7年9月30日（火）までに必着するよう提出すること。

公告第122号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年9月16日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	外来カミキリムシ防除対策業務
2 履行場所	大和高田市 大字大中 外地内
3 業務期間	契約締結日から令和7年12月26日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（その他）」若しくは「その他（植木・花・園芸用品）」又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「造園工事」に登録している者であること。 （2）奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。 （3）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。 （5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （6）（3）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 （2）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） （3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 （4）受付期間 令和7年9月16日（火）から令和7年9月29日（月）まで。た

	だし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 令和7年10月1日（水）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和7年10月3日（金）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関しての問い合わせは質問者にのみ回答します。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和7年10月8日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	開札は、次のとおり行います。

	(1) 日時 令和7年10月9日（木）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第123号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年9月16日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	住民基本台帳ネットワークシステム関連機器一式リース
2 設置場所	入札説明書（仕様書）のとおり
3 リース期間	令和7年12月1日から令和12年11月30日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（リース・レンタル）」に登録している者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

	(5)(2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和7年9月16日（火）から令和7年9月29日（月）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 令和7年10月1日（水）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和7年10月3日（金）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ回答します。

9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和7年10月8日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局 留 大和高田市 契約監理課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額を記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和7年10月9日（木）午前10時20分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第124号

入 札 公 告（再度公告）

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告

します。

令和7年9月19日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市立小中学校・幼稚園の植木剪定等業務委託（再度）
2 履行場所	大和高田市立小中学校・幼稚園
3 履行期限	令和8年1月26日（月）
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（その他）」又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「造園工事」に登録している者であること。 （2）奈良県内に本店を有する者であること。 （3）令和2年4月1日以降で、元請けで官公庁発注の同種業務の履行実績を有する者であること。 （4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。 （6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （7）（4）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 （2）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5の（3）の要件を満たすことを証するもの（契約書等の写し） （3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 （4）受付期間 令和7年9月19日（金）から令和7年9月29日（月）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 （5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 （6）受付場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4

	大和高田市役所 3階総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 令和7年10月1日（水）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和7年10月3日（金）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関しての問い合わせは質問者にのみ回答します。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和7年10月8日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和7年10月9日（木）午前10時40分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。

13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第125号

令和7年9月19日

大和高田市長 堀内 大造

最高価申込者の決定等の公告	
大和高田市公告第111号にかかる公売財産の最高価申込者を次のとおり決定しました。 国税徴収法第106条第2項の規定により公告します。	
売却 区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他
101	※財産の詳細は、別紙のとおり（別紙省略（市役所前掲示場掲示済））
最高価申込価額	1, 216, 000円
最高価申込者の氏名又は名称	株式会社CORE.
最高価申込者の決定日	令和7年9月19日
売却決定日時	令和7年9月26日午前10時00分
売却決定場所	大和高田市役所収納対策課

公売財産一覧表

売却区分番号	101
見積価額	656,000円
公売保証金	100,000円
・登録年月日：令和3年8月31日 ・初年度登録年月：平成21年6月 ・車名：トヨタ ・型式：CBA—TRH214W ・車台番号：TRH214—0015475 ・自動車の種別：普通 ・用途：乗用 ・自家用事業用の別：自家用 ・車体の形状：ステーションワゴン ・総排気量：2.69L ・燃料の種類：ガソリン ・乗用定員：10人 ・車両重量：1,960kg ・車両総重量：2,510kg ・長さ：489cm ・幅：188cm ・高さ：210cm ・前前軸重：1,120kg ・後後軸重：840kg ・オートマチック ・ハンドル：右 ・走行距離：157,414km（R7.7.30時点） ※今後、移動等で変動する場合がございます。 ・自動車検査証有効期限：令和8年8月25日 ・車体の色：ホワイト	

教育委員会

教育委員会告示第13号

大和高田市教育委員会9月定例委員会を次のとおり招集する。

令和7年9月22日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

1 日時

令和7年9月30日（火）午前10時10分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 令和7年度教育委員会表彰被表彰者について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

選挙管理委員会**選挙管理委員会告示第27号**

令和7年9月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和7年9月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

3分の1の数	17,898人
6分の1の数	8,949人
50分の1の数	1,074人

選挙管理委員会告示第28号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年9月3日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

1 日時

令和7年9月4日（木） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者を選定するくじについて

第2号 その他

農業委員会**農業委員会告示第9号**

大和高田市農業委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

令和7年9月29日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和7年10月7日（火曜日）午後1時30分

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について

第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について